

平成 26 年度山梨県計画
に関する事後評価

令和 3 年 1 月

山 梨 県

3. 事業の実施状況

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No.27】 在宅医療実施意向調査事業	【総事業費】 4,229 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の期間	令和元年 10 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	<p>アウトプット： 在宅医療の実施意向にかかる実態調査の実施（1 回）</p> <p>アウトカム： ・訪問診療を実施する病院・診療所数 140 施設（H27）→154 施設（R2） ・在宅看取りを実施している病院・診療所数 50 施設（H27）→ 56 施設（R2）</p> <p><背景にある医療・介護ニーズ> 在宅医療の取組状況については既存の統計調査等を活用して把握しているが、医療関係者の当事者意識を喚起し、個別の地域の議論に繋げるためには、市町村を単位とし将来人口を見据えた上で、医療機関ごとの訪問診療実施可能件数や訪問診療への参入意向を把握することが必要である。</p> <p><アウトカムとアウトプットの関連> 在医療機関ごとの訪問診療実施可能件数や訪問診療への参入意向を把握することにより、必要となる施策を検討するための基礎資料とする。</p>	
事業の達成状況	<p>アウトプット： 在宅医療の実施意向にかかる実態調査の実施（1 回）</p> <p>アウトカム： ・訪問診療を実施する病院・診療所数 140 施設（H27）→128 施設（H30） ・在宅看取りを実施している病院・診療所数 50 施設（H27）→47 施設（H30）</p>	
事業の有効性・効率性	<p>（1）事業の有効性 在医療機関ごとの訪問診療実施可能件数や訪問診療への参入意向を把</p>	

握することにより、必要となる施策を検討するための基礎資料とすることができた。

(2) 事業の効率性

本業務の遂行には、県内の全ての病院・診療所を対象とした膨大な調査、集計、分析業務を行うこととなる。入札により在宅医療についての知識や分析における手順・手段について知見を有する事業者に業務を委託したことで、効率的に事業が執行できた。

事業の区分	3. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.33】 発達障害児医療支援ネットワーク構築事業	【総事業費】 2,680 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の期間	平成 27 年 3 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	<p>アウトプット： こころの発達総合支援センター（以下、「センター」）が中心となった、地域の小児科医等を対象とした発達障害や心のケアに係る症例検討・研修会等の開催 年 4 回以上</p> <p>アウトカム：</p> <p>① 発達障害等に係る知識・技能の習得に取り組む地域の小児科医の増加 18 名（平成 29 年度）→ 26 名以上（令和 4 年度）</p> <p>② 発達障害等の診療を標榜する医療機関 13 箇所（H26）→ 14 箇所以上（令和 4 年度）</p> <p><背景にある医療・介護ニーズ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・センターの診療ニーズが年々増加し、診療の待機期間が長期化 ・地域の小児科医等のバックアップ等間接支援機能が不十分 ・適切な医療提供のため、センターと小児科医等との更なる連携の強化が必要 <p><アウトカムとアウトプットの関連></p> <p>センターと診療連携を行う地域小児科医師が増加することにより、発達障害児が地域で安心して医療を受けることができる。</p>	
事業の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 27 年度 検討委員会の開催（3 回） 研修会の開催（1 回） 診療マニュアルの作成・発行（200 部） ・平成 28 年度 検討委員会の開催（3 回） 研修会の開催（1 回） 診療連携に必要な連携シートの作成 ・平成 29 年度 検討委員会の開催（3 回） 研修会の開催（1 回） 診療連携パスの作成 連携シートの試行、見直し ・平成 30 年度 医療連携会議の開催（4 回） 連携シートの試行、見直し ・令和元年度 医療連携会議の開催（4 回） 連携シートの試行、見直し 	

<p>事業の有効性・効率性</p>	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>発達障害のある子どもがより身近な場所で医療が受けられる体制を整備する必要があることから、地域の小児科医が発達障害の診断や専門医療機関へのつなぎ、その後の診療を担えるよう、基本的な知識や診断、治療について習得する機会を確保すること、また、具体的な診療連携のための仕組みについて検討を行うことは有効である。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>多くの症例に遭遇する可能性が高く、すでに一定以上の知識と技術を有する小児科医に対し、専門機関であるこころの発達総合支援センターが事業主体となって診療連携に必要なマニュアル及び連携シートの作成や、研修等の機会を確保することで効率的に発達障害医療の質を高めることができる。</p>
<p>その他</p>	